

(別紙)

「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="801 619 1088 799">府政共生第859号 26文科初第651号 雇児発0910第2号 平成26年9月10日</p> <p data-bbox="651 863 1088 1043">[最終改正] <u>府子本第383号</u> <u>4文科初第2781号</u> <u>子発0331第5号</u> <u>令和5年3月31日</u></p> <p data-bbox="237 1155 763 1326">各都道府県知事 各都道府県教育委員会 各指定都市・中核市市長 各指定都市・中核市教育委員会 殿</p>	<p data-bbox="1675 619 1962 799">府政共生第859号 26文科初第651号 雇児発0910第2号 平成26年9月10日</p> <p data-bbox="1525 863 1962 1043">[最終改正] <u>府子本第904号</u> <u>2文科初第837号</u> <u>子発0910第4号</u> <u>令和2年9月10日</u></p> <p data-bbox="1111 1155 1637 1326">各都道府県知事 各都道府県教育委員会 各指定都市・中核市市長 各指定都市・中核市教育委員会 殿</p>

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

武川 光夫

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次郎

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

安藤 よし子

（印影印刷）

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定
等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業者の確認に係る留意事項等について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

武川 光夫

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次郎

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

安藤 よし子

（印影印刷）

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定
等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業者の確認に係る留意事項等について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付の支給に係る認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認については、同法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定めるもののほか、下記のとおり取り扱うこととしますので、各都道府県知事及び各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 用語の定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

[1～5 略]

6 教育標準時間認定 法第20条第1項の規定による認定であ

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付の支給に係る認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認については、同法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定めるもののほか、下記のとおり取り扱うこととしますので、各都道府県知事及び各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 用語の定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

[1～5 同左]

6 教育標準時間認定 法第20条第1項の規定による認定であ

<p>って法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの</p> <p>7 [略]</p> <p>8 2号認定 法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの</p> <p>9 [略]</p> <p>10 3号認定 法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの</p> <p>[11～14 略]</p> <p>第2 子どものための教育・保育給付の支給に係る認定等に係る事務</p> <p>1 保育の必要性に係る事由（法第19条第2号及び第3号、規則第1条の5） [(1)・(2) 略]</p> <p>2 教育・保育給付認定の申請及び支給認定証の交付（法第20条、規則第2条、第5条、第6条） (1) [略]</p> <p>(2) 保護者の選択の尊重</p>	<p>って法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの</p> <p>7 [同左]</p> <p>8 2号認定 法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの</p> <p>9 [同左]</p> <p>10 3号認定 法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの</p> <p>[11～14 同左]</p> <p>第2 子どものための教育・保育給付の支給に係る認定等に係る事務</p> <p>1 保育の必要性に係る事由（法第19条第1項第2号及び第3号、規則第1条の5） [(1)・(2) 同左]</p> <p>2 教育・保育給付認定の申請及び支給認定証の交付（法第20条、規則第2条、第5条、第6条） (1) [同左]</p> <p>(2) 保護者の選択の尊重</p>
---	--

子ども・子育て支援制度（以下「本制度」という。）は、子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保することを基本理念の1つとしている。保育の必要性の認定の対象となり得る子どもについても、幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保される必要がある。このため、保育の必要性に係る事由に該当する場合であっても、保育所等における保育の利用を保護者が希望しないときは、保育の必要性の認定の申請は不要であること。また、保育の利用を希望するか否かについては、兄弟姉妹によって異なることもあり得ること。保育の必要性に係る事由に該当する満3歳以上の子どもについては、教育標準時間認定を受けることも保育の必要性の認定を受けることも可能であり、特定教育・保育施設の種類や利用時間、教育・保育の内容、職員配置、設備等に関する情報を踏まえた保護者の選択が適切に行われるよう、情報提供や申請の援助を行うこと。

[(3) ~ (5) 略]

- 3 保育必要量の認定（法第20条第3項、令第1条の2、規則第3条、第4条）
(1) 趣旨

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は、子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保することを基本理念の1つとしている。保育の必要性の認定の対象となり得る子どもについても、幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保される必要がある。このため、保育の必要性に係る事由に該当する場合であっても、保育所等における保育の利用を保護者が希望しないときは、保育の必要性の認定の申請は不要であること。また、保育の利用を希望するか否かについては、兄弟姉妹によって異なることもあり得ること。保育の必要性に係る事由に該当する満3歳以上の子どもについては、教育標準時間認定を受けることも保育の必要性の認定を受けることも可能であり、特定教育・保育施設の種類や利用時間、教育・保育の内容、職員配置、設備等に関する情報を踏まえた保護者の選択が適切に行われるよう、情報提供や申請の援助を行うこと。

[(3) ~ (5) 同左]

- 3 保育必要量の認定（法第20条第3項、令第1条の2、規則第3条、第4条）
(1) 趣旨

ア [略]

イ 保育必要量は、給付（委託費）の支給対象として、それぞれの家庭の就労状況等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定するものであり、施設・事業者においては、利用定員に応じ、その枠に対応した体制をとることとする。

この考え方に基づき、年間の日数の枠としては、本制度施行前における保育所の年間開所日数（約300日）と同様としたこと。（保育所の開所日数については、日曜日のほか、国民の祝日の日数を考慮し、約300日（1か月25日間）の開所を前提としている。）

ウ 保育必要量と実際の保護者の利用時間並びに保育所等の開園する日数及び時間との関係については、本制度施行前における保育所の利用実態として、土曜日の保育所の利用は平日よりも大幅に少なく、平日において閉園時間よりも前に迎えに来る保護者も多いところであるが、本制度においても、実際の保育の利用の日数及び時間については、保護者の就労時間帯での保育の確保や子どもの育成上の配慮の観点から必要な範囲での利用を想定していることに留意すること。

（2）留意事項

ア 保育必要量に係る時間数

ア [同左]

イ 保育必要量は、給付（委託費）の支給対象として、それぞれの家庭の就労状況等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定するものであり、施設・事業者においては、利用定員に応じ、その枠に対応した体制をとることとする。

この考え方に基づき、年間の日数の枠としては、新制度施行前における保育所の年間開所日数（約300日）と同様としたこと。（保育所の開所日数については、日曜日のほか、国民の祝日の日数を考慮し、約300日（1か月25日間）の開所を前提としている。）

ウ 保育必要量と実際の保護者の利用時間並びに保育所等の開園する日数及び時間との関係については、新制度施行前における保育所の利用実態として、土曜日の保育所の利用は平日よりも大幅に少なく、平日において閉園時間よりも前に迎えに来る保護者も多いところであるが、新制度においても、実際の保育の利用の日数及び時間については、保護者の就労時間帯での保育の確保や子どもの育成上の配慮の観点から必要な範囲での利用を想定していることに留意すること。

（2）留意事項

ア 保育必要量に係る時間数

保育必要量に係る時間数については、「保育標準時間認定」「保育短時間認定」の区分に応じて、次のとおりとすること。

(ア)「保育標準時間認定」の保育必要量については、原則的な保育時間を8時間とした上で、休憩時間や通勤時間も考慮し、本制度施行前における保育所の開所時間である1日11時間までの利用に対応するものとして、1か月当たり平均275時間（最大292時間・最低212時間）とすること。

(イ) [略]

[イ・ウ 略]

エ 延長保育事業との関係

通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育を行う延長保育事業との関係については、本制度施行前の取扱いを踏まえ、1日当たりの保育必要量との関係を基に整理し、別途示すこととしていること。

[4・5 略]

6 経過措置（規則附則第2条等）

(1) [略]

(2) 経過措置の内容及び留意事項

保育必要量に係る時間数については、「保育標準時間認定」「保育短時間認定」の区分に応じて、次のとおりとすること。

(ア)「保育標準時間認定」の保育必要量については、原則的な保育時間を8時間とした上で、休憩時間や通勤時間も考慮し、新制度施行前における保育所の開所時間である1日11時間までの利用に対応するものとして、1か月当たり平均275時間（最大292時間・最低212時間）とすること。

(イ) [同左]

[イ・ウ 同左]

エ 延長保育事業との関係

通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育を行う延長保育事業との関係については、新制度施行前の取扱いを踏まえ、1日当たりの保育必要量との関係を基に整理し、別途示すこととしていること。

[4・5 同左]

6 経過措置（規則附則第2条等）

(1) [同左]

(2) 経過措置の内容及び留意事項

ア [略]

イ アに掲げるもののほか、市町村は、現に保育所等を利用している者であって法の施行後にその保護者が保育短時間認定を受けると見込まれるものその他法の施行により不利益が生ずると見込まれる者については、当該者が引き続き従来どおり保育所等を利用することができるよう、適切な経過措置を講ずること。

その際、法の施行に伴い定められた「就労」の事由に係る1か月当たりの労働時間数の下限が、本制度施行前において定める労働時間数の下限より引き上げられた場合及び引き下げられた場合のいずれについても配慮すること。

[ウ・エ 略]

7 優先利用

(1) 趣旨

本制度施行前において、特に保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足している市町村においては、保育所等の利用に係る優先度を踏まえてその利用の調整を行うため、独自に「調整指数」を定めるとともに、ひとり親家庭等の一定の要件に該当する者に対しては調整指数を加点する措置を講じ、当該者を優先的に保育所等に利用させる取扱い（以下「優先利用」という。）を行っている事例が見られた。

本制度の施行に伴い、市町村は、保育の必要性の認定を行

ア [同左]

イ アに掲げるもののほか、市町村は、現に保育所等を利用している者であって法の施行後にその保護者が保育短時間認定を受けると見込まれるものその他法の施行により不利益が生ずると見込まれる者については、当該者が引き続き従来どおり保育所等を利用することができるよう、適切な経過措置を講ずること。

その際、法の施行に伴い定められた「就労」の事由に係る1か月当たりの労働時間数の下限が、新制度施行前において定める労働時間数の下限より引き上げられた場合及び引き下げられた場合のいずれについても配慮すること。

[ウ・エ 同左]

7 優先利用

(1) 趣旨

新制度施行前において、特に保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足している市町村においては、保育所等の利用に係る優先度を踏まえてその利用の調整を行うため、独自に「調整指数」を定めるとともに、ひとり親家庭等の一定の要件に該当する者に対しては調整指数を加点する措置を講じ、当該者を優先的に保育所等に利用させる取扱い（以下「優先利用」という。）を行っている事例が見られた。

新制度の施行に伴い、市町村は、保育の必要性の認定を行

うこととされたほか、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定により、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う（利用調整）等とされた。

これらを踏まえ、法に基づく保育の必要性の認定及びこれを踏まえた保育所等の利用に係る利用の調整を適切に行うため、優先利用に関する基本的考え方を明らかにするものであること。

なお、本通知に定めるもののほか、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に関し必要な事項については、別途示すこととしていること。

(2) [略]

8 [略]

第3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に係る事務

1 特定教育・保育施設の確認

(1) 利用定員（法第31条第1項、運営基準第4条）

[ア・イ 略]

ウ 利用定員の区分

法第19条第1号及び第2号に掲げる小学校就学前子どもの利用定員については年齢ごとの区分を設けない

うこととされたほか、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定により、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う（利用調整）等とされた。

これらを踏まえ、法に基づく保育の必要性の認定及びこれを踏まえた保育所等の利用に係る利用の調整を適切に行うため、優先利用に関する基本的考え方を明らかにするものであること。

なお、本通知に定めるもののほか、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に関し必要な事項については、別途示すこととしていること。

(2) [同左]

8 [同左]

第3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に係る事務

1 特定教育・保育施設の確認

(1) 利用定員（法第31条第1項、運営基準第4条）

[ア・イ 同左]

ウ 利用定員の区分

法第19条第1項第1号及び第2号に掲げる小学校就学前子どもの利用定員については年齢ごとの区分を設け

方、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用定員については満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めることとしているが、これは、年度中における子どもやその保護者の状況の変化に柔軟に対応できるようにするとともに、子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」等の区分との整合性を考慮したものであること。同様に、利用定員に係る保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分についても、これを設けないこととしたこと。なお、これらについては、地域の実情等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能であること。

エ [略]

オ 利用定員を超える受入れ

(ア) 運営基準第22条ただし書の「やむを得ない事情がある場合」に該当するか否かについては、市町村の判断に委ねられるが、同条ただし書に規定される例示に限られず、当該施設を利用する子どもの保護者の就労状況の変化等により、2号認定子どもが保育の必要性に係る事由に該当しなくなったこと又は1号認定子どもが保育の必要性に係る事由に該当するようになったことから、当該施設において法第19条第1号及び第2号の区分ごとの利用定員を超えた受入れを行う必要が生じた場合や、保護者と直接契約を締結する認定こども園、幼稚園

ない一方、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用定員については満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めることとしているが、これは、年度中における子どもやその保護者の状況の変化に柔軟に対応できるようにするとともに、子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」等の区分との整合性を考慮したものであること。同様に、利用定員に係る保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分についても、これを設けないこととしたこと。なお、これらについては、地域の実情等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能であること。

エ [同左]

オ 利用定員を超える受入れ

(ア) 運営基準第22条ただし書の「やむを得ない事情がある場合」に該当するか否かについては、市町村の判断に委ねられるが、同条ただし書に規定される例示に限られず、当該施設を利用する子どもの保護者の就労状況の変化等により、2号認定子どもが保育の必要性に係る事由に該当しなくなったこと又は1号認定子どもが保育の必要性に係る事由に該当するようになったことから、当該施設において法第19条第1項第1号及び第2号の区分ごとの利用定員を超えた受入れを行う必要が生じた場合や、保護者と直接契約を締結する認定こども園、

等において、入園を辞退する者が想定よりも少ない等の理由により実際の利用者数が利用定員を超えることとなる場合が含まれること。また、同条ただし書の「年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応」には、特定教育・保育施設において、年度当初から利用定員を超える受入れが必要となる場合が含まれること。

[(イ)～(エ) 略]

[カ・キ 略]

[(2)・(3) 略]

(4) 経過措置（規則附則第5条及び第6条）

ア [略]

イ みなし認定こども園等の利用定員を定めるに当たっての法第72条第1項の合議制の機関等からの意見聴取については、法令上の義務は課せられておらず、各市町村の判断に委ねられるものであること。

ウ [略]

2 特定地域型保育事業者の確認

(1) 利用定員の区分（法第43条、運営基準第37条）

特定地域型保育事業の利用定員については、特定教育・保

幼稚園等において、入園を辞退する者が想定よりも少ない等の理由により実際の利用者数が利用定員を超えることとなる場合が含まれること。また、同条ただし書の「年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応」には、特定教育・保育施設において、年度当初から利用定員を超える受入れが必要となる場合が含まれること。

[(イ)～(エ) 同左]

[カ・キ 同左]

[(2)・(3) 同左]

(4) 経過措置（規則附則第5条及び第6条）

ア [同左]

イ みなし認定こども園等の利用定員を定めるに当たっての法第77条第1項の合議制の機関等からの意見聴取については、法令上の義務は課せられておらず、各市町村の判断に委ねられるものであること。

ウ [同左]

2 特定地域型保育事業者の確認

(1) 利用定員の区分（法第43条、運営基準第37条）

特定地域型保育事業の利用定員については、特定教育・保

育施設の利用定員（法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用定員に限る。）と同様に、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めることとしたこと。

第4 [略]

(別添)

[略]

以上

育施設の利用定員（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用定員に限る。）と同様に、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めることとしたこと。

第4 [同左]

(別添)

[同左]

以上

備考 表中の [] の記載は注記である。